|  |  |
| --- | --- |
| （受付印） | |
|  | |
| 市役所処理欄 | |
| （受付者） | （処理者） |
|  |  |

**みんなのひろば掲載申込書**

　提出日：令和　年　　月　　日

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 掲載希望 | 月号 | 月号 | 月号 | 月号 |

１団体につき、同一年度内で会員募集、催し物それぞれ４回まで掲載可。

（半期に２回まで）

ただし、会員募集の場合、２カ月連続での掲載はできません。

また、同一の催し物の掲載は１回限りです。

なお、同一の内容を掲載する場合、この用紙で同一年度内分

まとめて申し込みができます。

※裏面の掲載基準をご確認の上、お申し込みください。なお、受付をした

お申し込みについても、掲載基準に沿わないことが判明した場合には掲載を

お断りいたします。

１．申請者

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 氏　名 |  | 電話番号 |  |

２．掲載内容

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 掲載欄（○で囲む） | 【催し物】（参加の事前連絡　要・不要） | 【会員募集】 | |
| 催し物名／  活動のジャンル |  | **（注）端的に記入してください。** |
| ＜ジャンル例：「合唱」「社交ダンス」「英会話」など＞※文字数が多い場合には編集させていただきます | |
| 開催日・活動日時  （日時・曜日を明記） |  | |
| 開催・活動場所 |  | |
| 開催・活動場所は確保できていますか　（はい／いいえ） | |
| 特記事項  （20字程度） |  | |
| （例：「対象」、「託児の有無」、「室内用運動靴持参」など）  ※下記の問い合わせ先を両方掲載する場合は、文量の都合により、省略させていただきます。 | |

３．問い合わせ先

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 問い合わせ先 | 団体・  サークル名 |  | | |
| ※催し物名などに団体名が入る場合には、省略させていただきます | | |
| 名字  （ひらがな） |  | （問い合わせ先の  掲載項目を○で囲む）  ・電話番号  ・メールアドレス  ・両方 | 電話番号 |
| ひらがなの  名字のみ掲載 | メールアドレス |

※**紙面レイアウトに合わせて**、編集側で調整させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。

**＜掲載基準については、裏面をご覧ください＞**

**市政だより四街道 「みんなのひろば」掲載基準**

　市政だより四街道において、市民サークル・各種団体等が主催する催し物や会員募集などについて「みん

なのひろば」のコーナーで紹介しています。

**１．掲載できるもの**

**＜催し物＞**

市民団体等が開催するイベント・行事（展示会、講座、交流会等）、交流会などで１日または一定期間

行われる単発のもの

**＜会員募集＞**

継続的に活動する市民団体等の会員募集（文化・交流・その他、スポーツ）

　　　※開催及び活動場所は原則市内としますが、市内での開催または市内に限った活動が難しい場合はご

相談ください。

**２．掲載できないもの**

　(1)営利団体の活動・営利目的のもの

　(2)政治・宗教団体の活動

　(3)売名行為と考えられるもの

(4)特定の人を対象とするもの・行事

　(5)その他不適当と思われるもの

**３．掲載回数**

**１サークル（団体）につき、同一年度内に催し物、会員募集それぞれ４回まで。**

　※ただし、上半期（４月～９月）・下半期（１０月～３月）に各２回までとします。

※会員募集の場合、２カ月連続での掲載はできません。また、同一の催し物の掲載は１回限りとします。

※代表者が同じ場合、同一団体と判断することがあります。

**４．申し込み期限及び方法**

　掲載希望号の前々月の２５日までに、掲載申込書を政策推進課若しくは四街道・千代田・旭公

民館に提出してください。ただし、２５日が閉庁・閉館日の場合は、その前の開庁・開館日となりますので、

ご注意ください。

　次年度４月１日号以降に掲載希望の方は、１月からの申し込みとなりますのでご注意ください。日程の詳細は「掲載申込書受付締切日一覧表」をご確認ください。

なお、メールやＦＡＸなどでの受け付けはしておりません。四街道市ホームページ上での申し込みは受け付けております。

**５．記事の取り扱いについて**

　市政だよりへの掲載は紙面の都合上、文章量を調整したり、同一条件で掲載するため表現内容を統一させていただいたりする場合があります。

　なお、掲載する記事の内容に虚偽の記載が認められた場合は、以後の掲載をお断りすることがあります。

**６．留意事項**

　市では、市民などからの問い合わせには対応いたしませんので、問い合わせ先は、必ず連絡が取れる方の

電話番号、メールアドレスまたはその両方の連絡先をご記入ください（「19時以降」「土曜・日曜日不可」などと記載することは可能です）。

　掲載申込書に記載し、市政だよりに掲載された個人情報（氏名・電話番号）は、市政だよりの性格上不特

定多数の人に見られることをご理解の上で記入してください。（市ホームページにも市政だよりのＰＤＦ版を

登録します）。

なお、市政だよりに掲載された個人情報が、他に悪用された場合、市では責任を負うことができませんの

でご了承ください。

**７．問い合わせ**

〒284-8555　四街道市鹿渡無番地

四街道市役所政策推進課　　電話：043-421-6162　　　　　　　　　　　　　　　　　（R6.6改訂版）